病気になったら...

病気の告知は？

- [ ] 病名も余命もしてほしい
- [ ] 病名のみしてほしい
- [ ] 余命のみしてほしい
- [ ] どちらもしてほしくない
- [ ] その他

治療方針は？

- [ ] 最期まで病気と闘う
- [ ] 自然な最期を望む
- [ ] 積極的な治療はしないが
痛みや苦痛は軽減してほしい
- [ ] その他

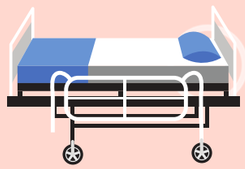

介護が必要になったら...

介護してほしい人は？

- [ ] 家族（配偶者・子ども・その他親族）
- [ ] 介護の専門スタッフ
- [ ] 家族の判断に任せる
- [ ] その他

介護の場所は？

- [ ] 自宅
- [ ] 病院や介護施設
- [ ] 家族の判断に任せる
- [ ] その他

意思表示ができなくなったら...

意思決定をする人は
決めてありますか？

- [ ] 家族（配偶者・子ども・その他親族）
- [ ] 医師に任せる
- [ ] その他

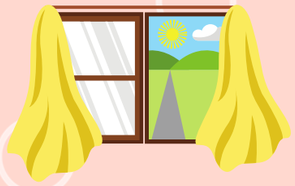

どこで人生の最後を迎えますか？

- [ ] 自宅
- [ ] 介護施設
- [ ] 病院やホスピス
- [ ] 家族の判断に任せる
- [ ] その他

いきいき未来計画！

人生100年時代
自分らしく、いきいきとした人生をおくるために大切なこと
きちんと考えて、家族みんなで話し合っておきましょう

年金について...

現在加入している年金の内容を
把握していますか？

- [ ] 国民年金
- [ ] 厚生年金
- [ ] 遺族年金
- [ ] 企業年金
- [ ] 個人型確定拠出年金

保険について...

現在加入している保険内容を
把握していますか？

- [ ] 生命保険（終身/定期/養老）
- [ ] 医療保険（傷害/がん/三大疾病/先進医療特約）
- [ ] 自動車保険
- [ ] 住まいの保険（火災・家財・地震）

専門家について...

相談できる専門家はいらっしゃいますか？

- [ ] 弁護士
- [ ] 司法書士
- [ ] 行政書士
- [ ] 税理士
- [ ] 相続アドバイザー
- [ ] その他

財産管理について...

認知症や寝たきりになった場合の
財産管理は誰に頼みますか？

- [ ] お願いする人を決めている（家族、親族、その他）
- [ ] 財産管理委任/任意後見/家族信託契約を締結している
- [ ] 家族の判断に任せる
- [ ] その他

相続について...

相談について考えていらっしゃいますか？

- [ ] 相続人
- [ ] 財産目録
- [ ] 相続税対策
（生前贈与・生命保険・不動産活用・その他）
- [ ] 相続対策
（遺言書・後見・家族信託・相続放棄・その他）

生前整理について...

生前整理について
考えていらっしゃいますか？

- [ ] 誰かに譲りたいモノ
- [ ] 処分できるモノ
- [ ] 借りているモノ
- [ ] その他

相続のこと、誰に相談したらいいと～？

相続人がいない、財産が不動産しかない、音信不通の親族がいる…
準備しておかなければいけないと分かっていても
ついつい「まだ、いいか」と先送りしがちです。
でも、相続が発生したら、待ったなしです！
誰にお願いしたら良いか知っておくと、
いざという時に、慌てません。

弁護士

弁護士は、紛争解決の専門家です。
特に相続人の間でトラブルになっている場合は、弁護士しか代理人となって活動することはできません。
弁護士は他の相続人と交渉したり、裁判所での手続きを行うことができます。

こんな人にオススメです

- 相続人の間でトラブルになっている
- 遺言書や遺産分割協議で揉める可能性がある

司法書士

司法書士は、相続登記の専門家です、
不動産の名義変更（相続登記）は、司法書士の独占業務です。
司法書士は登記申請の代理人となれるので、相続登記まで対応してもらえます。
相続に関する民法の知識も豊富で、不動産に関する知識が深いのが特徴です。

こんな人にオススメです

- 相続した財産の中に不動産がある
- 相続税の申告がない
- 相続人の間でトラブルがない

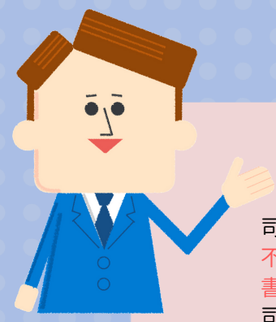

相続アドバイザー

相続アドバイザーは、弁護士・司法書士・行政書士・税理士など専門家とネットワークを持っていて、相続全体をコーディネートでをすることができます。
それぞれの士業には行うことのできる業務の範囲が決まっています。相続に関する相談に対して、より良い解決方法を提案するために、専門分野とのネットワークだけでなく、不動産や金融商品など相続周辺の幅ひろい知識を持っています。

こんな人にオススメです

- 士業の先生たちと直接やり取りするのは不安
- ひとりの人に担当してもらいたい-
- 相続案件が多岐にまたがっている

税理士

税理士は、文字通り税金に関する専門家です。
相続が発生した際に、一定額以上の遺産がある場合は相続税の申告が必要になります。
相続税の申告は、相続人本人か税理士しか行えません。
複雑な相続税の申告や、亡くなった人の準確定申告が必要な場合、申告漏れがないよう手続きを行うことが
できます。

こんな人にオススメです

- 相続税の申告が必要
- 相続財産が多い

行政書士

行政書士は、役所等に提出する書類を作成する専門家です。
行政書士は代理人にはなれませんが、遺産分割協議作成となる相続人調査や相続財産などを含め、サポートをお願いすることができます。

こんな人にオススメです

- 不動産を含まない相続手続きを依頼したい
- 相続人の間でトラブルがない
- リーズナブルに遺産分割協議書を作成したい